○国土交通省告示第七百二十一号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十六年七月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平26第5004号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	三重交通株式会社	1．津市内の特定路線現行の1区210円、以後1区増す毎に20円加算の地帯制運賃を、1区230円、以後1区増す毎に30円加算の地帯制運賃に変更する。 2．その他の路線現行の基準賃率44円90銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃170円）を、基準賃率51円40銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃190円）に変更する。

○国土交通省告示第七百二十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1231	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	赤坂一丁目地区市街地再開発組合	東京都港区赤坂一丁目8番10号	平成26年6月25日
1232	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	赤坂一丁目地区市街地再開発組合	東京都港区赤坂一丁目8番10号	平成26年6月25日

○防衛省告示第百二十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十六年七月四日

防衛大臣　小野寺五典

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分二三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分二三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十六年七月十六日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域 平成二十六年九月一日から同月二十五日までの間及び平成二十七年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

○関東地方整備局告示第二百九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十六年七月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(1) 登録年月日
平成二十六年六月二十三日

(2) 登録番号
関東地方整備局長　32

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社ＹＫＳ確認検査機構

(4) 住所
山梨県甲府市城東四丁目2番3号

(5) 代表者の氏名
柳沢　健夫

(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第一項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分

(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
山梨県甲府市上石田三丁目4番10号

(8) 法第十三条の評価員の氏名
石川　弘、吉原　和行

(9) 役員の氏名
柳沢　健夫

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
柳沢　健夫

(11) 評価の業務を行う区域
埼玉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、山梨県、長野県

○関東地方整備局告示第三百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
公益社団法人山梨県建設技術センター

三(1) 役員の氏名の変更

変更前	小野　邦弘、末木　鋼治
変更後	雨宮　健一、中嶋　晴彦、清水　正

(2) 変更年月日
平成二十六年五月三十日